（要領-６）

ワークライフバランスに関する取組

|  |
| --- |
| 健康経営銘柄の選定、健康経営優良法人の認定、横浜健康経営認証AAAクラスまたはAAクラスの認定 |
| □取得している  □取得していない |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 |
| □取得している  □取得していない |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 |
| □取得している  □取得していない |
| 若者雇用促進法に基づく認定の取得 |
| □取得している  □取得していない |
| 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2％を達成している（従業員45.5人以上)、又は障害者を１人以上雇用している(従業員45.5人未満) |
| □達成している  □達成していない |

注１：各種認定を取得している場合は、それが客観的に確認できる資料（例：認定証の写し等）を提出すること。

また、その場合は有効期間内のものを提出すること。

注２：加点対象外の企業（従業員数に応じて提出義務がある等）からの資料提出は不要とする。